（みどり市用）

 小口資金借換要件の確認方法について

令和７年４月以降の小口資金融資の借換は、下記の借換要件を満たす必要があります。金融機関は「借換要件確認票（以下、「確認票」という）」により借換要件の確認を行うとともに下記のとおり確認票を提出してください。

１．借換要件

 次のすべての要件に該当する者

1. 経済的環境の変化により、業況が悪化し、一時的に経営の安定に支障を生じている者または経営改善に計画的に取り組む者で下記のいずれかに該当する者。

①事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む者（経営改善要件）

②セーフティネット５号または６号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できる者。

1. 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者。

２．借換要件確認票

 別添のとおり

３．確認票の提出

 借換を利用する場合は、新規申込時の提出書類と一緒に確認票をみどり市産業観光部商工課へ提出してください。（みどり市用・保証協会用として正副１部づつ）

※小口資金借換根拠

みどり市小口資金融資規則

群馬県小口資金融資促進制度要綱群馬県小口資金借換事務取扱要領